

媛運整第 64 号  
令和6年4月30日

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会会長 殿

四国運輸局愛媛運輸支局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて  
(依頼)

不正改造車については、「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、排除に努めてきたところです。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

しかしながら、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったものの、その認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ、車検後に不正改造を行う者、更には不正改造車の検査合格を強要する悪質な者がいる状況となっています。

このような状況に鑑み、今年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、6月1日から6月30日までの1ヶ月間を強化月間として、不正改造車排除のため、一層強力な取り組みを行うこととしております。

つきましては、本運動の趣旨にご賛同のうえ、ご協力をよろしく申し上げます。

なお、別紙として広報資料を添付していますので、貴職の会報等への掲載方を併せてお願いいたします。